

安全データシート(SDS)

【製造者情報】

会社名 三喜工業株式会社
住所 千葉県千葉市中央区今井 1-4-16
担当部門 技術部
電話番号 043-262-8100
FAX 番号 043-263-2638
緊急連絡先 043-262-8100

作成日 平成 28 年 9 月 08 日
改訂日 平成 28 年 12 月 22 日

整理番号 BS-SN

【製品名】 : PK-100 ブチルゴムシーラー

【組成、成分情報】

単一製品・混合物の区分 : 混合物

化学名 : ブチルゴム系シーリング材

成分	化学名	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	含有量(%)
原料ゴム	ブチルゴム	6-764	20~30
粘着樹脂	ポリブテン	6-774	10~25
充填材	無機充填材	1-122他	40~55
難燃剤	水酸化アルミニウム	1~17	5~10
その他	—————	—————	2~20

含有量については製品規格上、記載順に上記のような幅で変動することがある。
危険有害成分は含まない。

【危険有害性の要約】

最重要危険有害性 : 危険有害性に関する情報はない。
有害性 : 有害性に関する情報はない。
物理的及び化学的危険性 : 危険性に関する情報はない。

【応急措置】

通常は固体のため取扱い上の問題はないが、過度の高温下での保管でガスが発生したり何らかの作業で微粉状物が発生する場合の処置を示す。

吸入した場合 : 速やかに医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合 : かゆみや炎症等の症状がある場合は、速やかに医師の診察を受ける。
目に入った場合 : 正常な水で最低15分間洗眼した後、医師の手当を受ける。
飲み込んだ場合 : 水で口の中をよく洗い、直ちに医師の手当を受ける。

【火災時の措置】

消火剤 : 粉末、二酸化炭素、泡などを用いる。
特定の消火方法 : 付近の着火源を断ち、保護具を着用して消火する。
消火を行う者の保護 : 消火作業の際には有害なガスを吸い込まないように呼吸用保護具を着用し、風上から消火作業を行う。

【漏出時の措置】

環境に対する注意事項 : 通常は固体のため特筆すべき注意事項はない。

【取扱い及び保管上の注意】

○取扱い

技術的対策 : 特記事項はないが、過度の高温下にさらされないように配慮する。

○保管

適切な保管条件 : 適切な換気のある乾燥した冷暗所に保管する。
その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めるところに従う。

【曝露防止及び保護措置】

設備対策 : 特に必要なし。

○保護具 : 状況に応じて保護具を着用する。

【物理的及び化学的性質】

物理的状态 : 固体。

形状 : 棒状、ベルト状。

色 : 黒色。

比重 : 1.2～1.5(20℃)。

引火点 : 200℃以上。

発火点 : データなし。

【安定性及び反応性】

安定性 : 通常の条件下では安定である。

反応性 : 特記すべき反応性なし。

避けるべき材料 : 有機溶剤などの溶剤。

危険有害な分解生成物 : データなし。

【有害性情報】

局所効果 : 皮膚に対しても繰り返し接触すると、かぶれ、湿疹発生がある。

変異原性 : データなし。

【環境影響情報】

: 現在のところ知見なし。

【廃棄上の注意】

産業廃棄物(廃油と廃プラスチック類の混合物)として許可を受けた専門業者に処分を委託する。

【輸送上の注意】

注意事項 : 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
ケース破損のないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。火気厳禁。

国内規制 : 陸上輸送・・・消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送・・・船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送・・・航空法に定められている運送方法に従う。

【適用法令】

化学物質管理促進法 : 非該当

労働安全衛生法 : 非該当

建築基準法

ホルムアルデヒド、クロルピリホス : 非該当
PRTR法(特定化学物質の排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律)
: 指定された物質は含まない。

【その他の情報】

- ① 危険・有害性の評価は必ずしも万全ではないので、取扱いには充分注意してください。
- ② この化学物質等安全データシートは当社の製品を適正にご使用いただくために必要な注意事項を簡潔にまとめたものであり、通常の実用を対象としたものです。
- ③ 本製品は、この化学物質等安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取扱ってください。
- ④ ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もなすものではありません。
- ⑤ また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改定されることがあります。
- ⑥ 当該製品は弊社から出荷時及び通常の使用においては固体であり、SDS提供義務の対象となる製品ではありません。

以上